

## 2 応援要請に関する資料

### 〔1 災害復旧〕

#### 2-1-1 郡上市の災害応援協定に関する協定書（(社)郡上建設業協会）

（目的）

**第1条** この協定は、郡上市（以下「甲」という。）が定める地域防災計画に基づく被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧に関して、郡上市が郡上建設業協会（以下「乙」という。）に応援協力を求めるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（応援協力）

**第2条** 郡上市の地域に災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生し、甲が緊急に被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合には、乙は構成員により「建設防災支援隊」を組織して、建設機械、資材、労力等を確保し、次の各号に定める応急措置を行うこととする。

(1) 建設防災支援隊により、被災現場へ赴き、自主防災会、警察、消防及びその他行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出等、人命救助を支援すること（以下「被災者救出支援」という。）。

(2) 社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を実施するため、あらかじめ乙の構成員による必要な体制の確保に努めるものとする。

2 乙は、迅速な被災者救出者救出支援及び施設応急復旧を実施するため、あらかじめ乙の構成員による必要な体制の確保に努めるものとする。

3 被災者救出支援については、乙の状況の許す範囲において行うものとする。

（応援協力の要請手続き等）

**第3条** 甲は、災害が発生し、必要と認めるときは、書面又は口頭で乙に応援協力を要請するものとする。ただし、被災者救出支援に緊急を要するとき又は災害により通信連絡が不能となり甲が要請できない状況にあるときは、乙の判断により被害状況を把握し、被災者救出支援及び施設応急復旧を行うものとする。

（経費の負担）

**第4条** 応援協力に関する経費は、甲が負担するものとする。ただし、当該経費のうち乙が負担することとした軽微な経費については、この限りでない。

（その他）

**第5条** この協定を実施するために必要な事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、甲と乙とが誠意をもって協議して定めるものとする。

（適用）

**第6条** この協定は、平成16年12月14日から適用する。

この協定書の証として本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年12月14日

甲 郡 上 市 長 碓 孝司  
乙 郡上建設業協会理事長 前田 守廣

## 2-1-2 災害時の応援業務に関する基本協定（(社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会）

郡上市長（以下「甲」という。）と社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長（以下「乙」という。）とは、災害の予防及び災害時の応援業務に関する基本協定を定める。

（目的）

**第1条** この協定は郡上市防災計画に基づき、甲が乙に対し、郡上市の地域における平常時の災害の予防、災害時の応急対策及び災害復旧に関する応援を要請するときの基本的な必要事項について定める。

（定義）

**第2条** この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるものをいう。

（応援要請の窓口）

**第3条** 甲及び乙はあらかじめ応援業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡する。

（応援業務の種類）

**第4条** 応援業務の種類は次のとおりとする。

- (1) 郡上市管理公共施設等の被災状況の調査
- (2) 郡上市管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (3) 登記・境界関係相談所の開設
- (4) 平常時における郡上市管理公共施設等の筆界に関する災害予防策の策定等
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応援業務

（応援要請）

**第5条** 甲は乙に応援の要請を行うに当たっては、次の事項を文書により連絡する。

ただし、緊急の場合は電話等によることが出来る。この場合においては、甲は後に前記文書を速やかに乙に送付しなければならない。

- (1) 応援の場所
- (2) 応援の目的
- (3) 被害の状況

- (4) 応援業務の内容
- (5) その他必要な事項  
(協力)

**第6条** 乙は、甲から要請を受けた時は、速やかに乙の社員を動員する。  
(費用の負担)

**第7条** 甲の要請により、乙の社員が応援業務に要した費用は甲が負担する。  
(名簿等の提出)

**第8条** 乙は毎年1回次の書類を、甲に提出するものとする。

- (1) 応援業務に関する乙の組織図
- (2) 応援業務に関する連絡担当者
- (3) 応援業務に従事できる社員名簿
- (4) その他必要と認められる事項  
(資料の交換及び協議)

**第9条** 甲及び乙は、この協議に基づく応援業務が円滑におこなえるよう、随時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行う。

- (1) 地域防災計画
- (2) 公共施設等の筆界管理に関する情報
- (3) その他必要な事項  
(その他)

**第10条** この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して定める。  
(適用)

**第11条** この協定は、平成19年2月5日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成19年2月5日

甲 郡上市八幡町島谷228番地  
郡上市  
郡上市長 碓 孝司

乙 岐阜市田端町1番地の12  
岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会  
理事長 大保木 正 博

## 2-1-3 郡上建築工業会との災害応急対策に関する協定書

(目的)

**第1条** この協定は、郡上市（以下「甲」という。）が定める地域防災計画に基づく応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理並びに公共施設の応急修理に関して、郡上建築工業会（以下「乙」という。）に応援協力を求めるに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力の範囲)

**第2条** 協力の範囲は、応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理、公共施設の応急修理等及びこれに要する資材、機材の調達と人員の協力とする。

(協力の要請)

**第3条** 甲は、災害時における応急対策を実施するため、乙の協力が必要であると認めたときは、乙に対し、人員の協力及び資材、機材の調達を要請するものとする。

2 甲は、前項の要請を行うときは、災害の状況及び場所、応急対策の内容、応援人数、資材・機材の調達その他必要な事項について文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときには電話等により要請を行い、事後速やかに当該文書を送付するものとする。

(応急対策の協力)

**第4条** 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、速やかに応援構成員を出動させ、資材、機材を調達し、甲の指示に従い、応急対策に協力させるものとする。ただし、甲の指示が受けられない場合は、応援構成員自ら甲の要請に基づいて応急対策を実施するものとする。

(実施報告)

**第5条** 乙は、前条に規定する応急対策が完了したときは、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策の実施場所及び内容
- (2) 応援構成員の氏名及び従事時間
- (3) 応急対策に使用した資材、機材の種別及び数量並びに稼働時間
- (4) その他市長が必要と認めた事項

(経費負担)

**第6条** 第4条に規定する応急対策の協力及び資材、機材の調達に係る経費は、甲が負担するものとする。ただし、当該経費のうち乙が負担することとした軽微な経費については、この限りでない。

(災害補償)

**第7条** 甲の要請により出動した応援構成員が応急対策に協力中、災害を受けた場合の災害補償については、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（平成16年郡上市条例第19号）に基づいて甲が補償するものとする。

(構成員の変更)

**第8条** 乙の構成員に変更が生じた場合は速やかに甲に通知するものとする。

(その他)

**第9条** この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成21年9月4日

甲	郡上市八幡町島谷228番地 郡上市長 日置 敏明
乙	郡上市八幡町小野79番地2 郡上建築工業会 会 長 小板 慶一

## 2-1-4 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書（岐阜県電気工事業工業組合郡上地区）

郡上市（以下「甲」という。）と岐阜県電気工事業工業組合郡上地区（以下「乙」という。）との間において、災害対策基本法に規定する災害が発生した場合における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、甲の市域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施することを目的とする。

（支援協力の種類）

**第2条** 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 市内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

**第3条** 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合には、電話等により支援要請し、事後速やかに「支援要請書」を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

**第4条** 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。

ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）

**第5条** 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、事後速やかに「災害復旧業務完了報告書」

を提出する。

（経費の負担）

**第6条** 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲が負担するものとする。ただし、当該経費のうち乙が負担することとした軽微な経費はこの限りではない。

なお、資材、人工の価格は適正な価格とする。

（災害補償）

**第7条** この協定に基づいて実施した応急復旧に従事した者が、業務中に災害を受けた場合の損害補償については、「災害に際し応急処置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（平成16年郡上市条例第19号）に基づいて甲が補償するものとする。

（構成員の報告）

**第8条** 乙は迅速な災害復旧応援のため、あらかじめ構成員を甲に報告し構成員に変更が生じた場合は速やかに甲に通知するものとする。

（有効期間）

**第9条** この協定の有効期間は、平成23年12月21日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から申出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（協議）

**第10条** 協定について、疑義が生じたとき又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成23年12月21日

甲 郡上市八幡町島谷228番地  
郡上市長 日置 敏明

乙 郡上市白鳥町白鳥1056番地1  
岐阜県電気工事業工業組合郡上地区  
地区長 山口 洋児

## 〔2 避難場所開放〕

## 2-2-1 非常災害時における教育施設等開放に関する覚書（郡上高等学校）

岐阜県立郡上高等学校（以下「甲」という。）は、郡上市（以下「乙」という。）との間に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「非常災害」という。）時等において甲の施設、設備等（以下「施設等」という。）を地域住民及び帰宅困難者（以下「地域住民等」という。）の避難場所として開放することに関し、次のとおり覚書を締結する。

## （開放施設等）

- 1 甲が非常災害時等に乙の地域住民等に開放する施設等及びその使用上の注意事項は、別記1のとおりとする。この場合の施設等の開放期間は、原則として避難事由の発生したときから消滅したときまでとする。

## （受入れ対象地域等）

- 2 地域住民の受入れ対象地域は、原則として別記2のとおりとし、その予定人員は、概ね300世帯900人とする。

## （開放責任者）

- 3 開放責任者に関する事項は、概ね次のとおりとする。
  - (1) 甲は、あらかじめ開放する施設等の開放責任者（施設管理者又は施設管理者から権限を付与された者）を選任し、次条の要請を受ける順位を定め、乙へ通知するものとする。
  - (2) 乙は、開放責任者が施設等を解放できない場合又は緊急時等やむを得ない場合に備え、甲の了解を得て、施設解放に必要な鍵を保管することができる。また、乙は、甲の了解を得て、施設等開放に必要な鍵の保管者（以下「丙」という。）を定めることができる。

## （開放の際の手続き等）

- 4 開放に関する手続き、方法は、概ね次のとおりとする。
  - (1) 乙は、非常災害等が発生し、地域住民等を避難させる必要があると認めたときは、直ちに開放責任者に対し、施設等開放の要請を行うものとする。
  - (2) 乙から施設等開放の要請を受けた開放責任者は、施設等が開放できる状態にあるときは、直ちに口頭により使用許可を与えるとともに、開放を行うものとする。
  - (3) 開放責任者が施設等を開放できない場合又は緊急時等やむを得ない場合は、乙又は乙の指示のもと丙が施設等を開放することができるものとする。この場合、乙は甲に施設等を開放したことを遅滞なく報告するものとする。また、避難者の状況等について、丙は乙の責任者に、乙の責任者は開放責任者に速やかに報告するものとする。
  - (4) 開放責任者は、開放後、直ちに乙の責任者又は丙に対し、施設等使用に際しての指示を与えるとともに、避難者に対し、使用上の注意を行うものとする。



**（責任者）**

- 5 甲、乙の責任者及び鍵を保管する者並びに丙の氏名、住所、連絡先、分担事項等については別に定め、異動の都度、甲乙丙相互に連絡し、確認するものとする。

**（所管事項）**

- 6 開放施設内での甲及び乙の所管（責任）事項は、概ね次のとおりとする。

なお、所管外事項であっても、状況に応じて協力し合うものとするが、その場合は、それぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

(1) 甲の所管事項

施設等の管理、保全に関すること。ただし、施設等開放によって施設等が破損、又は限界を超えた使用等により使用不能となった場合には、乙の責任において修復するものとする。

なお、甲の敷地内において、施設等開放により発生した事故については、原則として甲は責任を負わないものとする。

(2) 乙の所管事項

避難者の誘導、整理、支援（避難行動要支援者等の対応、生活必需品の配布等）、その他避難者の安全確保に関すること。

**（その他の条件）**

- 7 乙は、開放された施設等の使用に際しては、次の事項に留意しなければならない。

(1) あらかじめ、受入れ対象地域の住民に対し、開放施設名、その所在地及び開放施設の範囲並びに使用上の注意事項等を周知徹底しておくこと。

(2) 非常災害時等には、施設内での混乱が生じないように連絡体制（連絡網、無線機の用意等）及び安全確保（伝染病、二次災害の防止等）に万全を期すとともに、施設等の破損、亡失等が生じないように十分配慮すること。

(3) 避難者の施設利用が長期にわたるなど、甲の通常業務に支障をきたす恐れがある場合は、速やかに避難場所としての代替施設の確保等に努めること。

(4) 避難者の施設利用が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理等後始末を行うこと。

**（その他）**

- 8 この覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

上記の証として本書2通を作成し当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年10月25日

(甲) 岐阜県郡上市八幡町小野970番地  
岐阜県立郡上高等学校長 西村 三紀郎

(乙) 郡上市八幡町島谷228番地  
郡上市長 日置 敏明

## 別記 1

開放する施設及びその使用の注意事項

## 1 開放する施設

(1)

指定区分	開放施設	所在地	面積
指定緊急避難場所 兼指定避難所	郡上高等学校体育館内 アリーナ 多目的ホール	郡上市八幡町小野970番地	1,228 m <sup>2</sup> 295 m <sup>2</sup>
	※ピロティ、トイレ、更衣室についても必要に応じて使用可。		
指定緊急避難場所	郡上高等学校 グラウンド	郡上市八幡町小野970番地	14,174 m <sup>2</sup>

(2) 上記の他、開放責任者において別途指定する設備

## 2 使用上の注意事項

- (1) 施設及び備品を損じないよう留意すること。
- (2) 開放責任者において指定しないものについては、必要の都度申し出により使用を許可するものとする。
- (3) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令があったときは、乙は職員1名以上を派遣し有効適切な利用について全責任をもって行うこと。
- (4) 開放施設以外の施設へは、無断で立ち入らないこと。
- (5) 施設内の火災、事故等の発生防止に留意すること。
- (6) 丙により施設等を開放する場合にあっては、乙の職員が派遣されるまでの間、地域住民等の代表者において上記注意事項を遵守し施設等を利用すること。

## 2-2-2 非常災害時における教育施設等開放に関する覚書（郡上北高等学校）

岐阜県立郡上北高等学校（以下「甲」という。）は、郡上市（以下「乙」という。）との間に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「非常災害」という。）時等において甲の施設、設備等（以下「施設等」という。）を地域住民及び帰宅困難者（以下「地域住民等」という。）の避難場所として開放することに関し、次のとおり覚書を締結する。

### （開放施設等）

- 1 甲が非常災害時等に乙の地域住民等に開放する施設等及びその使用上の注意事項は、別記1のとおりとする。この場合の施設等の開放期間は、原則として避難事由の発生したときから消滅したときまでとする。

### （受入れ対象地域等）

- 2 地域住民の受入れ対象地域は、原則として別記2のとおりとし、その予定人員は、概ね180世帯500人とする。

### （開放責任者）

- 3 開放責任者に関する事項は、概ね次のとおりとする。
  - (1) 甲は、あらかじめ開放する施設等の開放責任者（施設管理者又は施設管理者から権限を付与された者）を選任し、次条の要請を受ける順位を定め、乙へ通知するものとする。
  - (2) 乙は、開放責任者が施設等を開放できない場合又は緊急時等やむを得ない場合に備え、甲の了解を得て、施設等開放に必要な鍵を保管することができる。また、乙は、甲の了解を得て、施設等開放に必要な鍵の取扱者（以下「丙」という。）を定めることができる。

### （開放の際の手続き等）

- 4 開放に関する手続き、方法は、概ね次のとおりとする。
  - (1) 乙は、非常災害等が発生し、地域住民等を避難させる必要があると認めたときは、直ちに開放責任者に対し、施設等開放の要請を行うものとする。
  - (2) 乙から施設等開放の要請を受けた開放責任者は、施設等が開放できる状態にあるときは、直ちに口頭により使用許可を与えると同時に、開放を行うものとする。
  - (3) 開放責任者が施設等を開放できない場合又は緊急時等やむを得ない場合は、乙又は乙の指示のもと丙が施設等を開放することができるものとする。この場合、乙は甲に施設等を開放したことを遅滞なく報告するものとする。また、避難者の状況等について、丙は乙の責任者に、乙の責任者は開放責任者に速やかに報告するものとする。
  - (4) 開放責任者は、開放後、直ちに乙の責任者又は丙に対し、施設等使用に際しての指示を与えると同時に、避難者に対し、使用上の注意を行うものとする。

### （責任者）

- 5 甲、乙の責任者及び鍵を保管する者並びに丙の氏名、住所、連絡先、分担事項等については

別に定め、異動の都度、甲乙丙相互に連絡し、確認するものとする。

**（所管事項）**

6 開放施設内での甲及び乙の所管（責任）事項は、概ね次のとおりとする。

なお、所管外事項であっても、状況に応じて協力し合うものとするが、その場合は、それぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

(1) 甲の所管事項

施設等の管理、保全に関すること。ただし、施設等開放によって施設等が破損、又は限界を超えた使用等により使用不能となった場合には、乙の責任において修復するものとする。

なお、甲の敷地内において、施設等開放により発生した事故については、原則として甲は責任を負わないものとする。

(2) 乙の所管事項

避難者の誘導、整理、支援（避難行動要支援者等の対応、生活必需品の配布等）、その他避難者の安全確保に関すること。

**（その他の条件）**

7 乙は、開放された施設等の使用に際しては、次の事項に留意しなければならない。

(1) あらかじめ、受入れ対象地域の住民に対し、開放施設名、その所在地及び開放施設の範囲並びに使用上の注意事項等を周知徹底しておくこと。

(2) 非常災害時等には、施設内での混乱が生じないように連絡体制（連絡網、無線機の用意等）及び安全確保（伝染病、二次災害の防止等）に万全を期すとともに、施設等の破損、亡失等が生じないように十分配慮すること。

(3) 避難者の施設利用が長期にわたるなど、甲の通常業務に支障をきたす恐れがある場合は、速やかに避難場所としての代替施設の確保等に努めること。

(4) 避難者の施設利用が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理等後始末を行うこと。

**（その他）**

8 この覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

上記の証として本書2通を作成し当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年12月9日

(甲) 岐阜県郡上市白鳥町為真1265番地2  
岐阜県立郡上北高等学校長 滝村 昌也

(乙) 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地  
郡上市長 日置 敏明

## 別記 1

## 開放する施設及びその使用の注意事項

## 1 開放する施設

## (1)

指定区分	開放施設	所在地	面積
指定緊急避難場所 兼指定避難所	郡上北高等学校体育館内	郡上市白鳥町為真1265番地2	1,350㎡
※トイレ、更衣室についても必要に応じて使用可。			
指定緊急避難場所	郡上北高等学校グラウンド	郡上市白鳥町為真1265番地2	18,088㎡

## (2) 上記の他、開放責任者において別途指定する設備

## 2 使用上の注意事項

- (1) 施設及び備品を損じないように留意すること。
- (2) 開放責任者において指定しないものについては、必要の都度申し出により使用を許可するものとする。
- (3) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令があったときは、乙は職員1名以上を派遣し有効適切な利用について全責任をもって行うこと。
- (4) 開放施設以外の施設へは、無断で立ち入らないこと。
- (5) 施設内の火災、事故等の発生防止に留意すること。
- (6) 丙により施設等を開放する場合にあっては、乙の職員が派遣されるまでの間、地域住民等の代表者において上記注意事項を遵守し施設等を利用すること。

## 2-2-3 非常災害時における教育施設等開放に関する覚書（郡上特別支援学校）

岐阜県立郡上養護学校（以下「甲」という。）は、郡上市（以下「乙」という。）との間に、非常災害時において、乙と岐阜県との使用貸借契約書（平成16年2月27日締結）第1条に規定する賃借物件及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「非常災害」という。）時等において甲の施設・設備等（以下「施設等」という。）を地域住民及び帰宅困難者（以下「地域住民等」という。）の避難所として開放することに関し、次のとおり覚書を締結する。

### （開放施設等）

- 1 甲が非常災害時等に乙の地域住民等に開放する施設等及びその使用上の注意事項は、別記1のとおりとする。この場合の施設の開放期間は、原則として避難事由の発生したときから消滅したときまでとする。

### （受け入れ対象地域等）

- 2 地域住民の受け入れ対象地域は、原則として別記2のとおりとし、その予定人員は最大で概ね130世帯、500人とする。

### （開放責任者）

- 3 開放責任者に関する事項は、概ね次のとおりとする。
  - (1) 甲は、あらかじめ開放する施設等の開放責任者（施設管理者又は施設管理者から権限を付与された者）を選任し、次条の要請を受ける順位を定め、乙へ通知するものとする。
  - (2) 乙は、開放責任者が施設等を開放できない場合又は緊急時等やむを得ない場合に備え、甲の了解を得て、施設等開放に必要な鍵を保管することができる。また、乙は、甲の了解を得て、施設等開放に必要な鍵の取扱者（以下「丙」という。）を定めることができる。

### （開放の際の手続き等）

- 4 開放に関する手続き、方法は、概ね次のとおりとする。
  - (1) 乙は、非常災害等が発生し、地域住民等を避難させる必要があると認めたときは、直ちに開放責任者に対し、施設等開放の要請を行うものとする。
  - (2) 乙から施設等開放の要請を受けた開放責任者は、施設等が開放できる状態にあるときは、直ちに口頭により使用許可を与えると同時に、開放を行うものとする。
  - (3) 開放責任者が施設等を開放できない場合又は緊急時等やむを得ない場合は、乙又は乙の指示のもと丙が施設等を開放することができるものとする。この場合、乙は甲に施設等を開放したことを遅滞なく報告するものとする。また、避難者の状況等について、丙は乙の責任者に、乙の責任者は開放責任者に速やかに報告するものとする。
  - (4) 開放責任者は、開放後、直ちに乙の責任者又は丙に対し、施設等使用に際しての指示を与えると同時に、避難者に対し、使用上の注意を行うものとする。

（責任者等）

- 5 甲、乙の責任者及び鍵を保管する者並びに丙の氏名、住所、連絡先、分担事項等については別に定め、異動の都度、甲乙丙相互に連絡し、確認するものとする。

（所管事項）

- 6 開放施設内での甲及び乙の所管（責任）事項は、概ね次のとおりとする。なお、所管外事項であっても、状況に応じて相互に協力し合うものとするが、その場合は、それぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

(1) 甲の所管事項

施設等の管理、保全に関すること。ただし、施設等開放によって施設等が破損、又は限界を超えた使用等により使用不能となった場合には、乙の責任において修復するものとする。

なお、甲の敷地内において、施設等開放により発生した事故については、原則として甲は責任を負わないものとする。

(2) 乙の所管事項

避難者の誘導、整理、支援（避難行動要支援者等の対応、生活必需品の配布等）、その他避難者の安全確保に関すること。

（その他の条件）

- 7 乙は、開放された施設等の使用に際しては、次の事項に留意しなければならない。

(1) あらかじめ、受入れ対象地域の住民に対し、開放施設名、その所在地及び開放施設の範囲並びに使用上の注意事項等を周知徹底しておくこと。

(2) 非常災害時等には、施設内での混乱が生じないように連絡体制（連絡網、無線機の用意等）及び安全確保（伝染病、二次災害の防止等）に万全を期すとともに、施設等の破損、亡失等が生じないように十分配慮すること。

(3) 避難者の施設利用が長期にわたるなど、甲の通常業務に支障をきたす恐れがある場合は、速やかに避難場所としての代替施設の確保等に努めること。

(4) 避難者の施設利用が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理等後始末を行うこと。

（その他）

- 8 この覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲、乙押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年12月19日

(甲) 岐阜県郡上市大和町栗巣32番地1

岐阜県立郡上特別支援学校長 山内 明志

(乙) 郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長 日置 敏明

## 【別記1】

開放する施設及びその使用の注意事項

## 1 開放する施設

(1)

指定区分	開放施設	所在地	面積
指定緊急避難場所 兼指定避難所	郡上特別支援学校体育館	郡上市大和町栗巣32番地1	567㎡
	※トイレについても必要に応じて使用可。		

(2) 上記の他、開放責任者において別途指定する設備

(3) 学校施設利用計画を次ページに定めるものとする。

## 2 使用上の注意事項

(1) 施設及び備品を損じないよう留意すること。

(2) 開放責任者において指定しないものについては、必要の都度申し出により使用を許可するものとする。

(3) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令があったときは、乙は職員1名以上を派遣し有効適切な利用について全責任をもって行うこと。

(4) 開放施設以外の施設へは、無断で立ち入らないこと。

(5) 施設内の火災、事故等の発生防止に留意すること。

(6) 丙により施設等を開放する場合にあっては、乙の職員が派遣されるまでの間、地域住民等の代表者において上記注意事項を遵守し施設等を利用すること。



## 2-2-4 非常災害時における清流長良川あゆパーク開放に関する覚書（岐阜県）

岐阜県（以下「甲」という。）は、郡上市（以下「乙」という。）との間に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「非常災害」という。）時等において甲の施設、設備等（以下「施設等」という。）を地域住民及び帰宅困難者（以下「地域住民等」という。）の避難場所として開放することに関し、次のとおり覚書を締結する。

### （開放施設等）

- 1 甲が非常災害時等に乙の地域住民等に開放する施設等及びその使用上の注意事項は、別記1のとおりとする。この場合の施設等の開放期間は、原則として避難事由の発生したときから消滅したときまでとする。

### （受入れ対象地域等）

- 2 地域住民の受入れ対象地域は、原則として長滝地区とする。

### （開放責任者）

- 3 開放責任者に関する事項は、概ね次のとおりとする。
  - (1) 施設等の解放は、当該施設の指定管理者である乙が行う。
  - (2) 乙は、あらかじめ開放責任者を定め甲へ報告するものとする。また乙は甲の了解を得て、施設等開放に必要な鍵の取扱者（以下「丙」という。）を定めることができる。

### （開放の際の手続き等）

- 4 開放に関する手続き、方法は、概ね次のとおりとする。
  - (1) 開放責任者が施設等を開放できない場合又は緊急時等やむを得ない場合は、乙の指示のもと丙が施設等を開放することができるものとする。この場合、乙は甲に施設等を開放したことを遅滞なく報告するものとする。また、避難者の状況等について、丙は乙の責任者に速やかに報告するものとする。
  - (2) 開放責任者は、開放後、直ちに丙に対し、施設等の使用に際しての指示を与えるとともに、避難者に対し使用上の注意を行うものとする。

### （責任者）

- 5 乙の開放責任者及び鍵を保管する者並びに丙の氏名、住所、連絡先、分担事項等については別に定め、異動の都度、甲乙丙相互に連絡し、確認するものとする。

### （所管事項）

- 6 開放施設内での乙の所管（責任）事項は、概ね次のとおりとする。

なお、所管外事項であっても、状況に応じて協力し合うものとするが、その場合は、それぞれの所管事項の責任者の指示に従うものとする。

  - (1) 施設等の管理、保全に関すること。ただし、施設等開放によって施設等が破損、又は限界を超えた使用等により使用不能となった場合には、原則として乙の責任において修復するも

のとする。

なお、甲の敷地内において、施設等開放により発生した事故については、原則として甲は責任を負わないものとする。

- (2) 避難者の誘導、整理、支援（避難行動要支援者等の対応、生活必需品の配布等）、その他避難者の安全確保に関すること。

**（その他の条件）**

7 乙は、開放された施設等の使用に際しては、次の事項に留意しなければならない。

- (1) あらかじめ、受入れ対象地域の住民に対し、開放施設名、その所在地及び開放施設の範囲並びに使用上の注意事項等を周知徹底しておくこと。
- (2) 非常災害時等には、施設内での混乱が生じないように連絡体制（連絡網、無線機の用意等）及び安全確保（伝染病、二次災害の防止等）に万全を期すとともに、施設等の破損、亡失等が生じないよう十分配慮すること。
- (3) 避難者の施設利用が長期にわたるなど、乙の通常業務に支障をきたす恐れがある場合は、速やかに避難場所としての代替施設の確保等に努めること。
- (4) 避難者の施設利用が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理等後始末を行うこと。

**（その他）**

8 この覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

上記の証として本書2通を作成し当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成30年6月2日

(甲) 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号

岐阜県知事 古田 肇

(乙) 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長 日置 敏明

## 別記 1

開放する施設及びその使用の注意事項

## 1 開放する施設

(1)

指定区分	開放施設	所在地	面積
一時避難所	清流長良川あゆパーク 駐車場	郡上市白鳥町長滝字下川原 420番10	2,105m <sup>2</sup>
	※トイレ、更衣室等についても必要に応じて使用可。		

(2) 上記の他、開放責任者において別途指定する設備

## 2 使用上の注意事項

- (1) 施設及び備品を損じないように留意すること。
- (2) 開放責任者において指定しないものについては、必要の都度申し出により使用を許可するものとする。
- (3) 避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令があったときは、乙は職員1名以上を派遣し有効適切な利用について全責任をもって行うこと。
- (4) 開放施設以外の施設へは、無断で立ち入らないこと。
- (5) 施設内の火災、事故等の発生防止に留意すること。
- (6) 丙により施設等を開放する場合にあつては、乙の職員が派遣されるまでの間、地域住民等の代表者において上記注意事項を遵守し施設等を利用すること。

## 〔3 郵便局の応援〕

## 2-3-1 災害支援協力に関する覚書（市内郵便局）

郡上市（以下「甲」という。）と郵便局（以下「乙」という。）は、郡上市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、災害対策基本法、災害救助法その他関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を甲と乙が相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

**第1条** この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

**第2条** 甲及び乙は、郡上市内に災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害時における郵便・郵便貯金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (4) 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- (5) 乙による必要に応じた避難所への臨時郵便差出箱の設置
- (6) 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

（協力の実施）

**第3条** 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

**第4条** 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

**第5条** 乙は郡上市災害対策本部の構成員に加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

**第6条** 甲及び乙は、市民の安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

**第7条** 乙は、郡上市の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

**第8条** 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

**第9条** この覚書に関する連絡責任者は、甲においては郡上市地域振興事務所総務管理課長、乙においては郵便局長とし、甲は郡上市防災会議の構成員に、乙は郡上市内の郵便局長に責任を持って連絡調整するものとする。

（協議）

**第10条** この覚書に定めのない事項及び、この覚書に関して疑義が生じたときは、上記連絡責任者が協議の上、決定するものとする。

2 この覚書の実施に関して必要な事項は、上記連絡責任者が協議の上、別に定めるものとする。

#### 附 則

この覚書は、平成17年3月22日から施行する。

## 2-3-2 道路損傷等についての情報提供に関する覚書（市内郵便局）

郡上市（以下「甲」という。）及び郵便局（以下「乙」という。）は、相互に協力して、道路を常時良好な状態に維持し、住民の安全を守り、地域社会の発展を目指すこととする。

そこで乙の職員が外務作業途上で道路の損傷等を発見した場合の情報提供について、次のとおり覚書を締結する。

（対象とする道路）

**第1条** この覚書は、市内における全ての道路を対象とする。

（情報提供の範囲）

**第2条** 情報提供の範囲は、乙の外務員が通常の外務作業従事中に業務に支障がなく確認できる範囲とする。

（情報提供の内容）

**第3条** 乙は、道路の陥没、亀裂、舗装状態、溝蓋の破損、土砂崩れ、水害、雪害、道路案内板・ガードレール・カーブミラー等の異常、橋、トンネルの異常及び歩道帯・道路拡張・舗装等の意見要望を含む全てについて甲へ情報提供する。

（情報提供の方法）

**第4条** 乙において緊急性の可否を判断し、緊急と思われる場合は、甲に電話（FAX）により郡上市地域振興事務所基盤整備課に通報する。

2 緊急を要しないものは、文書により郡上市地域振興事務所基盤整備課に連絡する。

（補修工事等）

**第5条** 甲は、前項の通報を受けた時は、補修工事等の必要性を検討した上、速やかに対応するものとする。

2 甲の管理以外の道路等については、甲が関係機関に連絡するものとする。

（事後措置）

**第6条** 甲は乙からの通報に基づく措置状況を一定期間毎に取りまとめ、乙に通知することとする。

（連絡責任者）

**第7条** この覚書に関する連絡責任者は、甲においては郡上市地域振興事務所基盤整備課長、乙においては郵便局長とする。

（協議）

**第8条** この覚書に定めのない事項及び、この覚書に関して疑義が生じたときは、上記連絡責任者が協議の上、決定するものとする。

2 この覚書の実施に関して必要な事項は、上記連絡責任者が協議の上、別に定めるものとする。

### 附 則

この覚書は、平成17年3月22日から施行する。

## 2-3-3 消火・救命に関する覚書（市内郵便局）

市民の生命と財産を守るため、郡上市（以下「甲」という。）と郵便局（以下「乙」という。）は、郡上市内の火災、救急等の発生について発見の通報（消防法第24条）及び応急消火等（消防法第25条）を円滑にするため次のとおり覚書を締結する。

（目的）

**第1条** この覚書は、乙の外務職員が通常業務途上において火災や救急等の発生に気づいたときは、速やかに甲に通報するとともに初期の対応を行い、被害を最小限にとどめるとともに救命率の向上を図ることを目的とする。

（活動内容等）

**第2条** 乙は、通常業務途上において火災及び救急等を発見した場合は、甲に通報するとともに初期消火及び応急手当の活動を行うものとする。

（活動の範囲）

**第3条** 活動の範囲は、乙の外務職員が通常の外務作業従事中に、業務に支障なく確認できる範囲とし、乙は当該通報の有無、内容の適否及び通報の効果等について、甲及び被害者への責任を負わないものとする。

（経費の負担）

**第4条** 第2条に規定する活動に対して、初期消火活動に要した消火器の詰め替え経費及び車両に取付けた消火用器具の定期詰め替えに要する経費については、甲が全額を負担する。

（秘密の保持）

**第5条** 甲及び乙は、本件の重要性に鑑み、覚書業務の取扱い上知り得た情報及び情報提供者の職・氏名等を外部に漏らしてはならない。

（防災訓練等への参加）

**第6条** 乙は郡上市の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

**第7条** 甲及び乙は、相互に協力し情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

**第8条** この覚書に関する連絡責任者は、甲においては郡上市消防本部消防長、乙においては郵便局長とする。

（協議）

**第9条** この覚書に定めのない事項及び、この覚書に関して疑義が生じたときは、上記連絡責任者が協議の上、別に定めるものとする。

2 この覚書の実施に関して必要な事項は、上記連絡責任者が協議の上、別に定めるものとする。

### 附 則

この覚書は、平成17年3月22日から施行する。

## 〔4 救急救護〕

### 2-4-1 災害時における医療救護活動に関する協定書

郡上市における災害時の医療救護活動に関して、郡上市（以下「甲」という。）と社団法人郡上市医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、郡上市地域防災計画に基づき、甲が行なう医療救護活動に対する、乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動）

**第2条** 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、医療救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、あらかじめ医師、看護師等で医療救護班を編制しておくものとする。

（医療救護班の活動場所）

**第3条** 医療救護班は、甲が災害現場の避難所に設置する応急救護所等において医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

**第4条** 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の重傷度の判定（患者の振り分け業務）
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療
- (3) 助産
- (4) 収容医療機関への転送の要否及び順位の設定
- (5) 死亡の確認及び死体の検案
- (6) その他医療救護活動に必要な業務

（医療救護班に対する指揮）

**第5条** 医療救護班に対する指揮命令及び医療活動に係る連絡調整は、甲の指揮する者が行うものとする。

（連絡調整）

**第6条** 医療救護活動に係る連携調整は、甲・乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（医療救護班の輸送）

**第7条** 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置を取るものとする。

（医薬品等の供給）



**第8条** 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行、調達するもののほか、甲が供給するものとする。

(報告)

**第9条** 医療救護班の班長は、必要な記録を行い、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、業務被害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(医療費)

**第10条** 応急救護所における患者（被災者）が負担する医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者（被災者）が負担する。

(費用弁償)

**第11条** 甲の要請により、乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班が携行、または調達した医薬品等の実費
- (2) その他、この協定に定める医療救護活動に要した経費

2 前項に規定する費用弁償等の額については、甲、乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

**第12条** 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合において、甲が当事者、またはその遺族に対して行う災害補償については、次のとおり措置するものとする。

- (1) 医療機関を応急救護所として設置した場合にはそこに属する者にあつては、当該医療機関が加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働保険により措置するものとする。
- (2) 前号による災害補償が、労働保険の未加入又は当該災害補償が認定棄却された場合は、災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る災害に関する条例（平成16年郡上市条例第19号）の定めるところにより甲が災害補償を行うものとする。

(医事紛争発生の措置)

**第13条** この協定に基づく医療救護活動において、傷病者との間に医事紛争が発生した場合は、甲、乙は緊密な連携のもとに原因を調査し、双方協議の上適切な措置を講ずるものとする。

(連絡協議)

**第14条** 甲及び乙は、郡上市地域防災計画に基づき医療救護対策が円滑に実施されるよう情報交換等連絡協議の場を適宜設けるものとする。

(有効期間及び更新)

**第15条** この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了の日の1ヵ月前までに、甲・乙双方から何らかの意思表示がないときはこの協定は更に1年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(協議)

**第16条** この協定に定めのない事項、またはこの協定の条項に疑義が生じたときは岐阜県と社団法人岐阜県医師会との間で締結された「災害時の医療救護に関する協定書」に準ずるほか、甲・

乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年4月1日

(甲) 郡上市 郡上市長

裕 孝 司

(乙) 社団法人岐阜県郡上市医師会 会 長

坂 本 由 之

## 2-4-2 集団災害時における医療救護従事者の輸送に関する協定書 （岐阜県タクシー協会郡上支部）

郡上市（以下「甲」という。）と岐阜県タクシー協会郡上支部（以下「乙」という。）は、自然災害、列車事故、交通事故及び航空事故等による集団救急事故（以下「災害」という。）が発生した場合における救急救護活動体制を円滑に行うため次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、多数の負傷者を伴う災害の発生に際し、医師及び看護師で編成する医療救護班等（以下「医療救護班」という。）の現場救護所への緊急輸送体制を確立し、負傷者の迅速かつ的確な救急救護活動の充実強化を図ることを目的とする。

（災害派遣）

**第2条** 甲は、救急救護活動の必要が生じた場合は、乙に対して医療救護班の緊急輸送を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の要請を受けた場合は、直ちに甲の管轄区域内にある乙の会員（別記）のうちから必要とする緊急輸送車両を指定し、他の業務に優先して甲の指定する場所へ緊急輸送を行うものとする。ただし、災害による道路、橋梁等の被害状況により、医療救護従事者及び乗務員の安全が十分に確保できないと判断される場合は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第13条第5号及び運送約款の定めるところにより、緊急輸送の要請を引き受けないことができるものとする。

（緊急輸送の範囲と派遣）

**第3条** 甲の要請による緊急輸送の範囲は、甲が管轄する区域内において発生した災害とし、次により派遣するものとする。

- (1) 医療救護班の緊急輸送車両の発着場所は医療機関とする。
- (2) 緊急輸送を行う場合は、甲が貸与する緊急輸送車両であることが識別できる「旗」を掲げるものとする。

（経費の負担）

**第4条** この協定に基づく緊急輸送に要する乗車運賃は、乙の請求により甲が負担するものとする。

（災害補償）

**第5条** 甲の要請に基づき派遣された緊急輸送車両の交通事故による人身、物的補償及び緊急輸送に従事したことによって死亡、負傷及び疾病にかかり、又は障害になった場合の災害補償は、乙の責任において一切を処理するものとする。

（協定の有効期間）

**第6条** この協定の有効期間は、協定の締結の日から2年以内とする。ただし、この協定期間終了1箇月前までに、甲、乙のいずれからもなんら意思表示がないときは、期間終了の日の翌日

から2年間更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

**第7条** この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（適用）

**第8条** この協定は、平成18年10月27日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年10月27日

甲 郡上市  
市長 裕 孝 司  
乙 岐阜県タクシー協会郡上支部  
支部長 武 藤 尚 樹

**別記（第2条関係）**

タクシー事業所名

事業所名	所在地	電話
郡上タクシー(株)	郡上市八幡町島谷1460-1	65-3155
(有)八幡タクシー	郡上市八幡町本町859-1	65-2516
古池タクシー(株)	郡上市八幡町橋本町891	65-3128
大和タクシー(株)	郡上市大和町徳永557	88-2067
濃飛タクシー(株)	郡上市白鳥町白鳥156-21	82-2511
高鷺タクシー(資)	郡上市高鷺町大鷺253-1	72-5510

## 2-4-3 災害時における医療救護活動に関する協定書（郡上歯科医師会）

郡上市における災害時の医療救護活動に関して、郡上市（以下「甲」という。）と郡上歯科医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、郡上市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護を円滑に実施することを目的とする。

（歯科医療救護計画）

**第2条** 乙は、歯科医療救護活動（以下「救護活動」という。）の円滑な実施を図るため、歯科医療救護班の編成及び派遣その他救護活動の実施に関する歯科医療救護計画（以下「計画」という。）を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、計画を変更したときは、速やかに変更後の計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

**第3条** 甲は、救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、直ちに計画に基づき歯科医療救護班を編成し、甲が定める救護所に派遣するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請がない場合であっても、緊急やむを得ない事情があるとき認めるときは、歯科医療救護班を派遣することができる。この場合において、乙は、歯科医療救護班を派遣した後、甲に速やかに報告し、その承認を得るものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮）

**第4条** 歯科医療救護班に対する指揮命令権及び救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（歯科医療救護班の業務）

**第5条** 乙が派遣する歯科医療救護班は、原則として甲が定める救護所において救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科傷病者の治療優先度の選別
- (2) 歯科傷病者に対する応急処置その他必要な歯科医療
- (3) 第8条の収容歯科医療機関への転送の可否及び順位の設定
- (4) 救護活動の記録
- (5) 前各号に定めるもののほか、救護活動に必要な事項

（歯科医療救護班の輸送）

**第6条** 甲は、歯科医療救護班が円滑に活動できるよう、歯科医療救護班の輸送について必要な

措置をとるものとする。

（歯科医薬品等の供給）

**第7条** 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する歯科医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（収容歯科医療機関の指定）

**第8条** 乙は、甲が歯科傷病者を収容する収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（報告）

**第9条** 歯科医療救護班は、救護活動に関し必要な記録を行うとともに、乙に報告するものとする。

2 乙は、業務災害又は物的被害が生じたときは、甲に報告するものとする。

（費用の弁償等）

**第10条** 甲の要請に基づき、乙が救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 歯科医療救護班を派遣した時に要した人件費及び諸経費
  - (2) 歯科医療救護班が携行した歯科医薬品等を使用した場合の経費
- （損害補償）

**第11条** 甲は、歯科医療救護班員の業務災害に対して、他の法令に定めるもののほか郡上市消防団員等公務災害補償条例（平成16年郡上市条例第199号）の例により、甲が損害補償を行う。

（歯科医療事故発生時の処理方法等）

**第12条** 救護所等において救護活動の結果生じた歯科医療事故については、甲がその処理に当たるものとする。

2 前項に規定する場合において、当該歯科医療事故につき、乙が派遣した歯科医療救護班に従事した者（以下「丙」という。）に、故意又は重大な過失がない限り、甲は、乙又は丙に対して求償しないものとする。

（実施細目）

**第13条** この協定に定めのない事項については、別に定めるものとする。

（協議）

**第14条** この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

**第15条** この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月までに、甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保管する。

平成26年 5月22日

甲 郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長 日置 敏明

乙 郡上市白鳥町向小駄良711番地

郡上歯科医師会 会長 西村 敏朗

## 2-4-4 災害時における薬剤の指導、医薬品管理等に関する協定書

郡上市における災害時の薬剤の指導、医薬品管理等に関して、郡上市（以下「甲」という。）と郡上薬剤師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、郡上市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う医療救護を円滑に実施することを目的とする。

（医療救護計画）

**第2条** 乙は、医療救護の円滑な実施を図るため、薬剤師班の編成及び派遣その他医療救護の実施に関する医療救護計画（以下「計画」という。）を策定し、甲に提出するものとする。

2 乙は、計画を変更したときは、速やかに変更後の計画を甲に提出するものとする。

（薬剤師班の派遣）

**第3条** 甲は、調剤・服薬指導、医薬品管理及び避難所の衛生管理等の医療救護を実施する必要がある場合は、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けた場合は、直ちに計画に基づき薬剤師班を編成し、甲が定める救護所、医薬品の集積場所及び避難所等（以下「救護所等」という。）に派遣するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請がない場合であっても、緊急やむを得ない事情があると認めるときは、薬剤師班を派遣することができる。この場合において、乙は、薬剤師班を派遣した後、甲に速やかに報告し、その承諾を得るものとする。

（薬剤師班に対する指揮）

**第4条** 薬剤師班に対する指揮命令権及び医療救護に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（薬剤師班の業務）

**第5条** 乙が派遣する薬剤師班は、原則として甲が定める救護所等において医療救護の活動を行うものとする。

2 薬剤師班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 救護所等における傷病者に対する調剤及び服薬指導等
- (2) 救護所及び医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理
- (3) 避難所の衛生管理
- (4) 医療救護の記録
- (5) 前各号に定めるもののほか、医療救護に必要な事項

（薬剤師班の輸送）

**第6条** 甲は、医療救護が円滑に活動できるよう、薬剤師班の輸送について必要な措置をとるものとする。



(医薬品等の供給)

**第7条** 医療救護に必要な医薬品等は、原則として甲が用意する。

2 甲は、必要に応じ乙に対し、乙及び乙の会員が管理し保有する医薬品について提供を求めるものとする。この場合は、乙は速やかに提供するものとする。

(調剤費等の費用)

**第8条** 救護所における薬剤費、調剤費及び服薬指導費等は無料とする。

(報告)

**第9条** 薬剤師班は、医療救護に関し必要な記録を行うとともに、乙に報告するものとする。

2 乙は、業務災害又は物的被害が生じたときは、甲に報告するものとする。

(費用の弁償等)

**第10条** 甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班を派遣した時に要した人件費及び諸経費

(2) 提供した医薬品等の経費

(損害補償)

**第11条** 甲は、薬剤師班員の業務災害に対して、他の法令に定めるもののほか郡上市消防団員等公務災害補償条例（平成16年郡上市条例第199号）の例により、甲が損害補償を行う。

(医療事故発生時の処理方法等)

**第12条** 救護所等において医療救護の結果生じた医療事故については、甲がその処理に当たるものとする。

2 前項に規定する場合において、当該医療事故につき、乙が派遣した薬剤師班に従事した者（以下「丙」という。）に、故意又は重大な過失がない限り、甲は、乙又は丙に対して求償しないものとする。

(実施細目)

**第13条** この協定に定めのない事項については、別に定めるものとする。

(協議)

**第14条** この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

**第15条** この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間終了前1箇月までに、甲、乙いずれからも何らの意思表示がないときは、期間終了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その1通を保管する。

平成26年5月22日

甲 郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長 日置 敏明

乙 郡上市八幡町島谷1311番地24

郡上薬剤師会 会長 加藤 徳光

## 〔5 消防〕

## 2-5-1 消防相互応援協定書（美濃市）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき岐阜県美濃市（以下「甲」という）と岐阜県郡上市（以下「乙」という）の区域内の消防法に定める業務（以下「消防業務」という）の実施について相互に応援するため次のとおり協定する。

（派遣区域）

**第1条** 甲は乙の次の表による区域に発生した災害の防御を応援するため、この協定に定めるところにより消防団を派遣するものとする。

区分	消防業務の種別	区 域	
		第1次派遣	第2次派遣
甲	火災の鎮圧	乙の区域のうち美並町地域	乙の全域
	その他の消防業務		乙の全域
乙	火災の鎮圧	甲の区域のうち須原、上河和以上の全域、片知の一部地域	甲の全域
	その他の消防業務		甲の全域

（派遣要請）

**第2条** 応援の要請は、各市間の要請とし、各市の境界付近で発生した災害については、発生場所の特定等互いに連絡を密にして対応するものとし、要請は電話等により必要な事項を連絡する。要請後、速やかに応援要請書（様式第1号）をFAX等で提出するものとする。

（派遣区分）

**第3条** 甲又は乙は消防団を次の区分により派遣するものとする。

- (1) 第1条の表中第1次派遣区域については、乙の区域については甲の、甲の区域については乙の消防機関が火災を発見しまたは、通報等により覚知したときは必要と認める人員及び機械器具。
- (2) 第1条の表中第2次派遣区域については、原則として災害が発生した区域の市からの消防業務の応援要請により要請された人員及び機械器具。

（指揮）

**第4条** 応援のため派遣された消防団（以下「応援消防団」という）の指揮は原則として応援を受けた市の消防団長が、応援消防団の長に対して行う。

（経費）

**第5条** 応援消防団の派遣に際して要した費用は次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援消防団の消防団員手当、公務災害補償に要する費用及び機械器具が応援により小破損

した場合の修理に要する費用は原則として応援消防団の所属する市の負担とする。

(2) 応援消防団の消防業務が長時間にわたり、団員に食糧等を必要とするときは、これらに要する費用は応援を受けた区域の市が負担する。

(3) 前各号に定める経費以外の経費の負担に関しては必要の都度甲乙協議して決定する。

**第6条** この協定の実施に関し必要な事項はその都度甲乙協議して定める。

（実施期日）

**第7条** この協定は平成16年4月12日から実施する。

甲 岐阜県美濃市長 石川道政

乙 岐阜県郡上市長 裕孝司

## 様式第1号

年 月 日

様

（要請者）

市町村等名

職・氏名

㊤

## 応 援 要 請 書

消防相互応援協定書第2条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

応 援 要 請 日 時	年 月 日 時 分
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分
災 害 の 種 類	
災 害 発 生 場 所	
災 害 の 概 要	
必要とする応援隊資機材等	消火部隊 隊 救助部隊 隊 必要資機材等
応 援 隊 の 集 結 場 所	
応 援 隊 の 活 動 内 容	
災害現地指揮者の職・氏名	
そ の 他	

担当者 職

氏 名

TEL

内線（ ）

## 2-5-2 消防相互応援協定書（下呂市）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき岐阜県下呂市（以下「甲」という）と岐阜県郡上市（以下「乙」という）の区域内の消防法に定める業務（以下「消防業務」という）の実施について相互に応援するため次のとおり協定する。

（派遣区域）

**第1条** 甲又は乙は、次の表による区域に発生した災害の防御を応援するため、この協定に定めるところにより消防団を派遣するものとする。

区分	消防業務の種別	区 域	
		第1次派遣	第2次派遣
甲	火災の鎮圧	乙の区域のうち明宝、和良町地域	乙の全域
	その他の消防業務		乙の全域
乙	火災の鎮圧	甲の区域のうち金山町、馬瀬地域	甲の全域
	その他の消防業務		甲の全域

（派遣要請）

**第2条** 応援の要請は、各市間の要請とし、各市の境界付近で発生した災害については、発生場所の特定等互いに連絡を密にして対応するものとし、要請は電話等により必要な事項を連絡する。要請後、速やかに応援要請書（様式第1号）をFAX等で提出するものとする。

（派遣区分）

**第3条** 甲又は乙は消防団を次の区分により派遣するものとする。

- (1) 第1条の表中第1次派遣区域については、乙の区域については甲の、甲の区域については乙の消防機関が火災を発見しまたは、通報等により覚知したときは必要と認める人員及び機械器具。
- (2) 第1条の表中第2次派遣区域については、原則として災害が発生した区域の市からの消防業務の応援要請により要請された人員及び機械器具。
- (3) 甲の地域のうち馬瀬第2分団地域、乙の地域のうち明宝小川地域については地域の特殊事情により、前条に基づくことなくその地域の分団の応援要請により、相互に応援隊を派遣することが出来るものとする。

（指揮）

**第4条** 応援のため派遣された消防団（以下「応援消防団」という）の指揮は原則として応援を受けた区域の最高指揮者が、応援消防団の長に対して行う。

（経費）

**第5条** 応援消防団の派遣に際して要した費用は次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援消防団の消防団員手当、公務災害補償に要する費用及び機械器具が応援により小破損

した場合の修理に要する費用は原則として応援消防団の所属する市の負担とする。

(2) 応援消防団の消防業務が長時間にわたり、団員に食糧等を必要とするときは、これらに要する費用は応援を受けた区域の市が負担する。

(3) 前各号に定める経費以外の経費の負担に関しては必要の都度甲乙協議して決定する。

(疑義)

**第6条** この協定の実施に関し必要な事項はその都度甲乙協議して定める。

(協定書の保管)

**第7条** この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保管するものとする。

平成16年10月19日

甲 岐阜県下呂市長                      山 田 良 司

乙 岐阜県郡上市長                      碓 孝 司

様式第1号

年 月 日

様

（要請者）

市町村等名

職・氏名

㊤

応 援 要 請 書

消防相互応援協定書第2条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

応 援 要 請 日 時	年 月 日 時 分
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分
災 害 の 種 類	
災 害 発 生 場 所	
災 害 の 概 要	
必 要 と す る 応 援 隊 資 機 材 等	消火部隊 隊 救助部隊 隊 必要資機材等
応 援 隊 の 集 結 場 所	
応 援 隊 の 活 動 内 容	
災 害 現 地 指 揮 者 の 職 ・ 氏 名	
そ の 他	

担当者 職

氏 名

TEL

内線（ ）



## 2-5-3 消防相互応援協定書（関市）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき岐阜県関市（以下「甲」という）と岐阜県郡上市（以下「乙」という）の区域内の消防法に定める業務（以下「消防業務」という）の実施について相互に応援するため次のとおり協定する。

（派遣区域）

**第1条** 甲又は乙は、次の表による区域に発生した災害の防御を応援するため、この協定に定めるところにより消防団を派遣するものとする。

区分	消防業務の種別	区 域	
		第1次派遣	第2次派遣
甲	火災の鎮圧	乙の区域のうち八幡町地域	乙の全域
	その他の消防業務		乙の全域
乙	火災の鎮圧	甲の区域のうち上之保、板取地域	甲の全域
	その他の消防業務		甲の全域

（派遣要請）

**第2条** 応援の要請は、各市間の要請とし、各市の境界付近で発生した災害については、発生場所の特定等互いに連絡を密にして対応するものとし、要請は電話等により必要な事項を連絡する。要請後、速やかに応援要請書（様式第1号）をFAX等で提出するものとする。

（派遣区分）

**第3条** 甲又は乙は消防団を次の区分により派遣するものとする。

- (1) 第1条の表中第1次派遣区域については、乙の区域については甲の、甲の区域については乙の消防機関が火災を発見しまたは、通報等により覚知したときは必要と認める人員及び機械器具。
- (2) 第1条の表中第2次派遣区域については、原則として災害が発生した区域の市からの消防業務の応援要請により要請された人員及び機械器具。

（指揮）

**第4条** 応援のため派遣された消防団（以下「応援消防団」という）の指揮は原則として応援を受けた区域の最高指揮者が、応援消防団の長に対して行う。

（経費）

**第5条** 応援消防団の派遣に際して要した費用は次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援消防団の消防団員手当、公務災害補償に要する費用及び機械器具が応援により小破損した場合の修理に要する費用は原則として応援消防団の所属する市の負担とする。
- (2) 応援消防団の消防業務が長時間にわたり、団員に食糧等を必要とするときは、これらに要する費用は応援を受けた区域の市が負担する。

(3) 前各号に定める経費以外の経費の負担に関しては必要の都度甲乙協議して決定する。  
(疑義)

**第6条** この協定の実施に関し必要な事項はその都度甲乙協議して定める。  
(協定書の保管)

**第7条** この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保管するものとする。

平成17年2月7日

甲	岐阜県関市長	後藤昭夫
乙	岐阜県郡上市長	裕孝司

## 様式第1号

年 月 日

様

(要請者)

市町村等名

職・氏名

㊦

## 応 援 要 請 書

消防相互応援協定書第2条に基づき、下記のとおり応援を要請します。

応 援 要 請 日 時	年 月 日 時 分
災 害 発 生 日 時	年 月 日 時 分
災 害 の 種 類	
災 害 発 生 場 所	
災 害 の 概 要	
必 要 と す る 応 援 隊 資 機 材 等	消火部隊 隊 救助部隊 隊 必要資機材等
応 援 隊 の 集 結 場 所	
応 援 隊 の 活 動 内 容	
災 害 現 地 指 揮 者 の 職 ・ 氏 名	
そ の 他	

担当者 職

氏 名

TEL

内線 ( )

## 2-5-4 消防相互応援協定書（福井県大野市）

（平成17年11月7日）

郡上市（以下「甲」という。）と大野市（以下「乙」という。）とは、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「組織法」という。）第21条の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、災害等の発生に際し、これの鎮圧及び被害の軽減を図るため、甲乙間における消防の相互応援体制を確立し、もって不測の事態に対処することを目的とする。

（協定区域）

**第2条** この協定の区域は、甲と乙が管轄する区域（以下「協定区域」という。）とする。

（災害等）

**第3条** この協定において「災害等」とは、組織法第1条に規定する災害で応援活動を必要とするもののほか、消防相互応援協定運用細目（以下「運用細目」という。）で定めるものをいう。

（応援）

**第4条** 協定区域内において災害等が発生した場合、被災地の市長は、相手方の市長に応援消防隊の派遣を要請することができる。

2 応援消防隊の派遣要請を受けた（以下「応援側」という。）市長は、その管轄する区域の消防の任に重大な支障を及ぼさない範囲において要請に基づき必要な応援を迅速にしなければならない。

（指揮）

**第5条** 応援消防隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 原則として、消防隊の派遣を要請した（以下「受援側」という。）消防機関の長の指揮の下に行動する。
- (2) 指揮は、応援消防隊の長に対して行う。

（経費の負担）

**第6条** 応援に要した経費は、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び機械器具等の小破損の修理費は、応援側の負担とする。
- (2) 前号以外消火薬剤及び食糧費等の経費は、受援側の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、甲乙においてその都度協議の上、定める。

（委任）

**第7条** この協定に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙消防本部の消防長が協議の上、運用細目で定める。

（施行）

**第8条** この協定は、平成17年11月7日から施行し、協定の改廃の意思表示のない場合は、この

例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙とは、記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年11月7日

(甲) 岐阜県郡上市八幡町島谷228

郡上市長 裕 孝 司

(乙) 福井県大野市天神町1番1号

大野市長 天 谷 光 治

## 2-5-5 災害時における消防水等の供給支援協力に関する協定書 （岐阜県郡上生コンクリート協同組合）

郡上市（以下「甲」という。）と岐阜県郡上生コンクリート協同組合（以下「乙」という。）は、災害時の支援に関し次のとおり協定する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、甲が管轄する区域内において大規模な災害が発生した場合における支援の一環として、消火水等のために緊急に水が必要な場合に、甲が乙に対し協力を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

**第2条** 甲は、災害が発生し緊急に応急措置をとる必要が生じたときは、乙に対し消火のための水の供給、その他必要な業務（以下「要請業務」という。）の協力を要請（以下「協力要請」という。）することができる。

（災害派遣）

**第3条** 乙は、協力要請があったときは、特別な事由がある場合を除き、直ちに甲の指定する場所へ車両等を派遣するものとする。

2 甲の協力要請により乙が車両を派遣した場合は、「災害派遣車両」であることが識別できる旗を掲げるものとする。

（業務報告）

**第4条** 乙は、要請業務を開始したときは、直ちに甲に対して業務を開始した日時、場所、業務内容等を報告するものとする。

2 乙は、要請業務を完了したときは、直ちに甲に対して前項に準ずる報告を行うものとする。

（費用の負担）

**第5条** 甲及び乙は、要請業務に要した費用の負担額については、燃料、有料道路通行料等の実費を勘案し、双方協議のうえ決定するものとする。

（災害補償）

**第6条** 要請業務に従事した者が、当該業務に従事したことに起因する業務災害を受けたときは、要請業務に従事した事業所が加入する労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく労働保険により措置するものとする。

2 要請業務に従事した事業所が前項に規定する労働保険に未加入であった場合又は当該災害補償が認定棄却された場合は、郡上市消防団員等公務災害補償条例（平成16年郡上市条例第199号）の規定により甲が災害補償を行うものとする。

（訓練）

**第7条** 甲及び乙は、非常時を想定した給水訓練を毎年1回以上行うものとする。

2 乙は、甲の行う防災訓練に参加要請があった場合は、参加に努めるものとする。

（連絡責任者）

**第8条** この協定に関する連絡責任者は、甲においては郡上市消防本部消防長、乙においては岐阜県郡上生コンクリート協同組合事務局長とする。

（協議）

**第9条** この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

（適用）

**第10条** この協定は、平成18年10月27日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年10月27日

甲 郡上市  
市長 裕 孝 司  
乙 岐阜県郡上生コンクリート協同組合  
理事長 田 口 昭 司

## 2-5-6 岐阜県広域消防相互応援協定書

(目的)

**第1条** この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、岐阜県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に広域的な消防力の応援により災害の被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定区域)

**第2条** この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

**第3条** この協定において、広域応援の対象となる災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害及び火山噴火等の自然災害
- (2) 大規模な林野、高層建築物、危険物施設、トンネル等の火災
- (3) 航空機、列車、バス事故等の集団的な救急救助を要する事故
- (4) 前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急救助を要する事故が発生し、応援が必要とされるもの

(ブロック及び代表消防機関)

**第4条** 県内の広域応援を迅速かつ効果的に行うため、県代表消防機関及び県代表消防機関代行、並びに県内を5ブロックに分け、各ブロックごとにブロック代表消防機関及びブロック代表消防機関代行を設ける。

(応援要請手順等)

**第5条** 応援要請手順等、この協定の実施に必要な事項は、岐阜県広域消防相互応援基本計画に基づくものとする。

(県消防相互応援隊の指揮)

**第6条** 県消防相互応援隊の指揮は、災害の発生地を管轄する市町村等の現地指揮本部の長が県消防相互応援隊の長を通じて行うものとする。

2 県消防相互応援隊は、被災地で活動する他の関係機関と緊密に連携するものとする。

(経費の負担)

**第7条** 応援に要した経費については、原則として次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援側の負担する経費
  - ア 給与、旅費、出勤手当等の人件費
  - イ 車両及び機械器具の燃料費（現地で補給したものは除く。）
  - ウ 人員輸送費
  - エ 車両及び機械器具の小破損修理費
  - オ 公務災害補償費
  - カ 県消防相互応援隊員が要請市町村等への往復途上において、第三者に損害を与えた場合



の賠償費

(2) 要請側の負担する経費

前号に定める以外の経費

(3) 賞じゅつ金については、当該市町村等において協議するものとする。

(4) 経費の負担について、疑義ある場合は、当該市町村等において協議のうえ決めるものとする。

(他協定との関係)

**第8条** この協定は、市町村等が別に締結した消防相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(実施細部)

**第9条** この協定の実施について必要な事項は、第4条に定める代表消防機関の長が協議して定めるものとする。

(市町村の変更に伴う取扱い)

**第10条** 市町村の合併、消防広域化等により協定市町村等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町村等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(改廃)

**第11条** この協定の改廃は、協定者協議により行うものとする。

#### 附 則

1 この協定は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成10年4月1日施行の協定書は、廃止する。

3 この協定を証するため、各市町村等の長が記名押印のうえ本書5通を作成し、岐阜県、岐阜県市長会、岐阜県町村長会、岐阜県消防長会及び財団法人岐阜県消防協会に保管を依頼するとともに、各市町村等がそれぞれ写しを1通保管するものとする。

## 〔6 相互応援〕

## 2-6-1 災害時相互応援協定（福井県大野市）

（趣旨）

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、郡上市と大野市の区域に係る災害（法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、相互に応援・協力し、応急措置を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

**第2条** 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救護、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

**第3条** 応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出することができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

**第4条** 応援の要請を受けた市は、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り、応ずるものとする。

2 災害発生後、被災市との連絡がとれない場合で、必要と認めるときは、自主的に職員を派遣し、被災市の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施する

ことができるものとする。

（経費の負担）

**第5条** 応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市が協議のうえ定めるものとする。

（その他）

**第6条** この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市が協議のうえ定めるものとする。

（施行期日）

**第7条** この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成19年1月12日

岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長 碓 孝 司

福井県大野市天神町1番1号

大野市長 岡 田 高 大

## 2-6-2 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（兵庫県丹波篠山市）

（趣旨）

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、岐阜県郡上市と兵庫県篠山市の区域に係る災害（法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、相互に応援・協力し、応急処置を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

**第2条** 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救護、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

**第3条** 応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

**第4条** 応援の要請を受けた市は、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り、応ずるものとする。

2 災害発生後、被災市との連絡がとれない場合で、必要と認めるときは、自主的に職員を派遣し、被災市の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

**第5条** 応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、両市が協議のうえ定めるものとする。

（連絡担当部局）

**第6条** 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した際には、速やかに相互に情報交換を行うものとする。

（その他）

**第7条** この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市が協議のうえ定めるものとする。

（施行期日）

**第8条** この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年1月11日

岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長 日置 敏明

兵庫県篠山市北新町41番地

篠山市長 酒井 隆明

## 2-6-2の2 災害応急対策活動の相互応援に関する協定書（三重県志摩市）

（趣旨）

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、岐阜県郡上市と三重県志摩市の区域に係る災害（法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、相互に応援・協力し、応急処置を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

**第2条** 応援の種類及び内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救護、医療、防疫、公衆衛生及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅のあっせん
- (8) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

**第3条** 応援を要請する市（以下「被災市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

**第4条** 応援の要請を受けた市は、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り、応ずるものとする。

2 災害発生後、被災市との連絡がとれない場合で、必要と認めるときは、自主的に職員を派遣し、被災市の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施することができるものとする。

（経費の負担）

**第5条** 応援に要した経費は、原則として、被災市の負担とする。

2 第2条第4号に定める職員（以下「応援職員」という。）が応援に伴い負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償等に要する経費は、応援を行った市の負担とする。

3 前2項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、両市が協議の上定めるものとする。

4 応援職員が応援に伴い第三者に損害を与えた場合、応援を受けた市が賠償の責に任ずる。ただし、応援職員の重大な過失により発生した損害賠償に要する費用については、応援を行った市の負担とする。

5 前項本文に定める応援を受けた市の負担額は、応援を行った市が加入する保険により支払われる金額を控除した額とする。

6 第4条第2項に定める情報収集のための職員派遣に要した経費は、原則として職員を派遣した市の負担とする。

（連絡担当部局）

**第6条** 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生した際には、速やかに相互に情報交換を行うものとする。

（その他）

**第7条** この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、両市が協議の上、定めるものとする。

（施行期日）

**第8条** この協定は、締結の日から施行する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成25年7月13日

岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長 日置 敏明

三重県志摩市阿児町鶴方3098番地22

志摩市長 大口 秀和

## 2-6-2の3 港区と岐阜県郡上市との災害時相互協力協定書

港区（以下「甲」という。）と岐阜県郡上市（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

**第1条** この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の規定に基づき、甲又は乙いずれかの地域において法第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、甲乙相互に協力しながら応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定める。

（相互協力の内容）

**第2条** この協定に基づく甲及び乙の協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (2) 被災者の救出・救助、医療、防疫及び施設の応急復旧のために必要な資機材及び物資の提供
- (3) 職員等人材の派遣
- (4) 輸送手段の提供
- (5) 避難者の受入れ
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) ボランティアのあっせん
- (8) 災害対策本部機能の維持又は行政機能の維持のために必要な施設及び電子機器、什器、通信機器等の提供
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に協力を必要とするもの

（要請方法）

**第3条** 協力を要請する自治体（以下「被災自治体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力を要請した後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号及び第2号に掲げる協力を要請する場合にあつては、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第3号に掲げる協力を要請する場合にあつては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (4) 協力場所、協力場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 協力の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（協力の実施）

**第4条** 甲及び乙は、協力を要請されたときは、法令その他特別の事情がある場合を除き、極力



これに応じるものとする。

(経費負担)

**第5条** 協力に要した経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、協力を要請した自治体が負担するものとする。

(担当窓口の明確化と情報共有)

**第6条** 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、あらかじめ相互協力の担当窓口となる部局、担当者、連絡手段を定めるとともに、地域防災計画その他必要な情報を相互に交換し、災害時に速やかな連絡が行われるよう努めるものとする。

(通信訓練及び防災訓練等の実施)

**第7条** 甲及び乙は、平常時から前条に定める連絡手段による通信訓練を実施するとともに、甲乙それぞれが実施する防災訓練に相互に参加するなど災害時における協力が円滑に行われるよう努めるものとする。

(協議)

**第8条** この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

(施行期日)

**第9条** この協定は、締結の日から施行する。

(有効期間)

**第10条** この協定の有効期間は、平成26年2月6日から平成26年3月31日までとする。

2 この協定は、前項の有効期間終了までに甲又は乙のいずれかから解除又は変更の申出がないときは、期間を1年間延長することとし、以後毎年同様の取扱いにより自動的に更新するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年3月8日

甲	東京都港区芝公園一丁目5番25号
	港区長 武井雅昭
乙	岐阜県郡上市八幡町島谷228番地
	郡上市長 日置敏明

## 2-6-3 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書

(趣旨)

**第1条** この協定は、県内の市町村において災害が発生し、災害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づく県及び市町村相互の応援（以下「応援」という。）を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制)

**第2条** 県及び市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡窓口を定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援の内容)

**第3条** 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
  - ア 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっせん
  - イ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材の提供及びあっせん
  - ウ 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあっせん
  - エ 救援及び応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等職員の派遣
- (2) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (3) 清掃、防疫その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及びあっせん
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育の受け入れ
- (5) 緊急離着陸場等救援拠点の相互利用、緊急輸送路の共同啓開等必要な措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請がある事項

(県の役割)

**第4条** 県は、被災市町村の市町村長から知事に応援の要求があった場合は、速やかに市町村間の連絡調整を行い、応援を実施するとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を指示するものとする。

2 県は、災害の規模、場所又は被災市町村からの応援の要求の内容から判断して、必要があると認めるときは、速やかに指定行政機関等の長に応急措置を要請し、又は他の都道府県の知事に応援を求めるものとする。

(応援の要求)

**第5条** 被災市町村の市町村長は、次の各号に掲げる事項を明らかにして知事又は他の市町村長に対して応援の要求を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1号アからウに掲げるものの品名及び数量
- (3) 第3条第1号エに掲げるものの職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の応援の要求を受けた他の市町村は、速やかに応援の内容を県に報告するものとする。

(応援経費の負担)

**第6条** 応援に要した経費は、別に定めがある場合を除き、応援を受けた被災市町村が負担する。

2 応援を受けた被災市町村が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災市町村から要請があった場合は、応援を行った県又は市町村は、当該経費を繰替え支弁するものとする。

3 第3条第1号エの規定により派遣された職員（以下「応援職員」という。）が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を行った県又は市町村が負担する。

4 応援職員が業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災市町村の負担とし、被災市町村への往復の途中において生じたものについては、応援を行った県又は市町村の負担とする。

5 前各項により難しい場合については、応援を受けた被災市町村と応援を行った県又は市町村とがその都度協議して定めるものとする。

(自主的な応援)

**第7条** 被災市町村との連絡が取れない場合又は甚大な被害が予想される場合には、他の市町村は、自主的に職員を派遣し、被災市町村の被害状況等の情報を収集するとともに、当該情報に基づいて必要な応援を行うことができるものとする。

2 前項の応援については、被災市町村の市町村長から応援の要求があったものとみなす。この場合において、被災市町村の情報収集に要した経費については、前条の規定にかかわらず自主的に職員を派遣した県又は市町村の負担とする。

3 第1項の自主的に職員を派遣及び応援を行った市町村は、収集した情報及び応援の内容を県に報告するものとする。

(岐阜県災害対策連絡会議の設置)

**第8条** 県及び市町村は、この協定に基づく応援の推進及び円滑な実施のため、岐阜県災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議の所掌事務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 応援体制、受入体制の整備に関すること。

(2) 物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。

(3) 防災施設及び設備の整備に関すること。

(4) 合同訓練に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、災害応急対策の実施の支障となるべき状態等の改善に関する事項

3 連絡会議は、議長及び委員若干名をもって組織する。

4 連絡会議に、専門の事項について調査するため、幹事会を置く。

(他の協定との関係)

**第9条** この協定は、岐阜県広域消防相互応援協定、岐阜県防災ヘリコプター応援協定及び市町村が別に締結した災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

**第10条** この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、県及び市町村が協議して定める。

**附 則**

1 この協定は平成10年4月1日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、知事と各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会会長、岐阜県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保管し、各市町村長は、その写しを保管するものとする。

平成10年3月30日

岐 阜 県 知 事      梶 原      拓

岐阜県市長会会長      浅 野      勇

岐阜県町村会会長      中 井      勉

## 2-6-4 岐阜県及び市町村災害時相互応援協定書実施細目

(趣旨)

**第1条** この実施細目は、岐阜県及び市町村災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第10条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡窓口)

**第2条** 協定第2条の連絡窓口は、岐阜県地域防災計画添付資料によるものとする。

(応援の要求の手続き)

**第3条** 協定第5条第1項の応援の要求は、電話等で行い、事後速やかに文書により手続きを行うものとする。

(県への応援の要求及び報告)

**第4条** 知事への応援の要求及び協定第5条第2項並びに協定第7条第3項の報告については、原則として県災害対策本部の支部（県災害対策本部が設置されていない場合は県事務所）を通じて行うものとする。

(応援経費の負担)

**第5条** 協定第6条第1項の応援を受けた被災市町村が負担する経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 応援職員の派遣に要する経費については、応援を行った県又は市町村が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送料
- (3) 購入物資については、当該物資の購入費及び輸送料
- (4) 車両、舟艇、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送料及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、使用料又は借上料
- (6) 協定第3条第4号、第5号及び第6号については、その実施に要した経費

2 協定第6条第2項の規定により県又は市町村が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、知事又は市町村長は、関係書類を添え、当該経費の額を応援を要求した市町村長に請求するものとする。

(応援時の責務)

**第6条** 応援を行う市町村は、職員を派遣する場合には、応援職員が消費又は使用する食料、被服、寝具等を携行するよう努めるものとする。

(岐阜県災害対策連絡会議の組織)

**第7条** 岐阜県災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）の議長は、岐阜県総務部長をもって充て、委員は岐阜県市長会会長及び岐阜県町村会会長が指名する者とする。

2 議長は、会務を総理する。

3 連絡会議の幹事会は、岐阜県消防防災課長及び市町村、県事務所の職員のうち議長が任命す

る者をもって組織する。

- 4 幹事会に幹事長を置き、岐阜県消防防災課長をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を掌理する。
- 6 連絡会議の事務局は、岐阜県消防防災課内に置く。
- 7 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、議長が連絡会議に諮って定めるものとする。

#### 附 則

- 1 この実施細目は平成10年4月1日から施行する。
- 2 この実施細目の締結を証するため、知事と各市町村長から委任を受けた岐阜県市長会会長、岐阜県町村会会長が記名押印のうえ、各1通を保管し、各市町村長は、その写しを保管するものとする。

平成10年3月30日

岐 阜 県 知 事      梶 原      拓

岐阜県市長会会長      浅 野      勇

岐阜県町村会会長      中 井      勉

## 2-6-5 岐阜県水道災害相互応援協定

(目的)

**第1条** この協定は、自然災害、渇水、水道施設事故等の水道災害の発生により、正常な給水に支障を来した岐阜県内の水道事業を行う市町村又は県営水道用水供給事業者（以下「被災水道事業者等」という。）に対して、岐阜県内において水道事業を行う市町村及び県営水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）が岐阜県（以下「県」という。）の調整の下に行う相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(応援)

**第2条** 被災水道事業者等が、他の水道事業者等に応援を求めようとするときは、法令に特別の定めがある場合を除いて、原則として県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災水道事業者等から前項の要請があった場合は、応援に関する調整を行うとともに、他の水道事業者等に対して応援の要請を行うものとする。

3 被災水道事業者等が、県を通じずに直接他の水道事業者等に対し応援の要請を行った場合は、できる限りすみやかに県に報告するものとする。

4 応援の要請を受けた水道事業者等は、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援の内容)

**第3条** 応援の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 給水用資器材、応急復旧用資器材等の貸与又は提供
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧作業

2 前項第2号及び第3号の作業期間は、原則として7日以内とし、継続する場合は応援を受ける水道事業者等（以下「被応援水道事業者等」という。）、応援を実施する水道事業者等（以下「応援水道事業者等」という。）及び県の協議による。

(応援体制)

**第4条** 応援水道事業者等が派遣する職員（以下「応援職員」という。）は、必要に応じ必要な食糧、被服、資金等を携行するものとする。

2 応援職員は、応援水道事業者等の名前を表示する標識を着用するものとする。

(被応援体制)

**第5条** 被応援水道事業者等は、状況に応じ、応援職員の宿舎のあっせん等必要な便宜を供与するものとする。

(経費の負担)

**第6条** 応援に要する経費については、法令に特段の定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 応急給水、応急復旧及び応急復旧用資材に要する経費は、被応援水道事業者等が負担する。
- (2) 応援職員の人件費及び旅費は、応援水道事業者等が負担する。
- (3) 応援職員が、応援に係る業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡

した場合における災害補償は、応援水道事業者等の負担とする。

(4) 応援職員が応援に係る業務により第三者に損害を与えた場合においては、原則として、その損害が応援業務中に生じたものについては被応援水道事業者等が、被応援水道事業者等への往復途中に生じたものについては応援水道事業者等がその損害を賠償するものとする。

2 前項各号の定めにより難いときは、関係水道事業者等が協議して定めるものとする。

(協議)

**第7条** この協定の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めない事項については、前項により定める事項を除き、その都度協議して定めるものとする。

#### 附 則

この協定は、平成9年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、水道事業者等を「甲」とし、県を「乙」として、関係者記名押印の上、原本を乙が、写しを甲が保有する。

平成9年4月1日



## 2-6-6 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、郡上市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

**第1条** この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

**第2条** 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- (1) 郡上市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- (2) 郡上市災害対策本部が設置されたとき
- (3) その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

**第3条** 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般被害状況に関すること
- (2) 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、都市施設等）被害状況に関すること
- (3) その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

**第4条** 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

**第5条** 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

**第6条** 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、整備局長及び市長が各1通を保有する。

平成23年5月27日

名古屋市中区三の丸 二丁目5番1号

国土交通省 中部地方整備局長 富田 英治

岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長 日置 敏明

## 〔7 防災ヘリ〕

### 2-7-1 岐阜県防災ヘリコプター応援協定

(趣旨)

**第1条** この協定は、岐阜県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岐阜県が所有する防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

**第2条** 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

**第3条** この協定において、「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

**第4条** この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、航空機の活動を必要と判断する場合に、岐阜県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 要請市町村等の消防力によっては、防ぎよが著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急救助活動等において、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

**第5条** 応援要請は、岐阜県総務部消防防災課防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状態
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- (6) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

**第6条** 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認のうえ、防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応ずることができない場合には、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

3 知事は、派遣中の航空機を復帰させるべき特別な事態が生じた場合には、要請市町村等の長

と協議して派遣を中断することができる。

(防災航空隊の隊員の指揮)

**第7条** 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の職員(以下「航空隊員」という。)の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨現場の最高責任者に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

**第8条** 応援要請に基づき航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から航空隊員を派遣している市町村等の長に対して、岐阜県広域消防相互応援協定(以下「応援協定」という。)第6条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

**第9条** この協定に基づく応援に要する運航経費は、岐阜県が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、応援協定第10条の規定にかかわらず、岐阜県が負担するものとする。

(その他)

**第10条** この協定に定めのない事項は、岐阜県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

**第11条** この協定は、平成6年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書、35通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成6年3月28日

## 〔8 生活物資の調達・運搬〕

### 2-8-1 災害時における生活必需物資の調達に関する協定

郡上市（以下「甲」という。）と株式会社バロー（以下「乙」という。）とは、災害発生時における市町村民の生命を守り、その生活を維持するために必要な物資の調達・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（物資調達の要請）

**第1条** 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められたときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲で物資の供給を要請することができる。

なお、要請にあたっては、同一の災害において県と市からの要請が重複しないよう、県との連携を十分に図ることとする。

(1) 郡上市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき

（調達物資の範囲）

**第2条** 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。

(1) 別表「確保が必要な物資」に掲げる食料品、飲料水、日用品

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

**第3条** 甲は、第1条に基づく要請を行う場合は、別紙1「物資調達要請文書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

**第4条** 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2「物資可能数量・措置の状況報告書」により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引き渡し）

**第5条** 物資の引き渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引き渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、当該場所への物資運搬は乙の指定業者が行うことを予め承諾する。

（費用）

**第6条** 第2条の調達物資の対価は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する額は、引き渡し場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認等に基づき、災害発生直前の乙の店舗での販売価格とする。

3 乙が行った運搬に関する費用は、乙の通常の商品運送業務と異なる引き渡し場所が発生する場合は甲の負担とする。

(費用の支払い)

**第7条** 甲が引き取った物資及び乙が行った運搬等の費用は、乙からの請求後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

(担当者等の報告)

**第8条** 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡先等を協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

**第9条** この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

**第10条** この協定有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成19年8月8日

甲 住所 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長 碓 孝司

乙 住所 岐阜県恵那市大井町180番地の1

株式会社 バロー

代表取締役 田代 正美

## 別表

期 間	災害直後	災害発生3日以降
想 定	ライフラインストップ	電気・水道復旧
食 料 品	(調理不要な食品) おにぎり 弁当 パン	(主食及び副食) おにぎり 弁当 パン
飲 料 水	缶詰 飲料水(お茶等) 粉ミルク その他	缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲料水(お茶等) その他
日 用 品	下着類、タオル、毛布、タオルケット、軍手、おむつ(紙)、生理用品、簡易トイレ、トイレトペーパー、ウェットティッシュ、石けん、洗剤、ビニール袋、箸、スプーン、フォーク、紙コップ、灰皿、カセットボンベ式ガス器具、カセットボンベ、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ロウソク	

※ 上記以外に必要な物資については、別に協議すること。

## 別紙1 物資調達要請文書

平成 年 月 日

会社名 株式会社バロー  
 代表者 代表取締役社長 田代 正美 様  
 担当部署

郡上市長

## 災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定(平成19年8月8日締結。以下「協定という。」)に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

## 記

## 要請する物資

要請期間	要 請 品 目	要請数量	搬入希望場所
月 日から 月 日まで			

※要請数量は、1日あたり数量とする。

連絡先  
 郡上市 部 課  
 担当者  
 電話 ( ) -  
 F A X ( ) -  
 電子メール



## 別紙2 物資可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

郡上市長様

会社名 株式会社バロー  
担当部署

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（平成19年8月8日締結。以下「協定」という。）第4条及び第8条に基づき、当社の物資可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

## 記

## 1. 調達可能数量

災害直後		災害発生3日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
(調理不要な食品)		(主食及び副食)	
(調理不要な食品) おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料水（お茶等） 粉ミルク その他		(主食及び副食) おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 飲料水（お茶等） その他	
下着類（ ） タオル（ ） 毛布（ ） タオルケット（ ） 軍手（ ） おむつ（紙）（ ） 生理用品（ ） 簡易トイレ（ ） トイレットペーパー（ ） ウェットティッシュ（ ） 石けん（ ） 洗剤（ ） ビニール袋（ ） 箸（ ） スプーン（ ） フォーク（ ） 紙コップ（ ） 灰皿（ ） カセットボンベ式 ガス器具（ ） カセットボンベ（ ） マッチ（ ） ライター（ ） 懐中電灯（ ） 乾電池（ ） ロウソク（ ）			

※協定第4条による報告では、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能量の概数を記入する。

## 2. 物資の搬入場所・方法（いずれかに○をつける）

## (1) 搬入場所

ア 郡上市が指定する引き渡し場所まで当社が搬入する

イ 当社指定の場所で郡上市に引き渡し

ウ その他

## (搬入方法)

ア 陸路

イ 空路

ウ その他

## 3. 災害発生時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、3ケースを記入する）

	所在	担当部署	担当者名	電話・FAX番号
第1順位				TEL FAX
第2順位				TEL FAX
第3順位				TEL FAX

## 4. その他（連絡事項など）

## 2-8-2 災害時における生活必需物資の調達に関する協定

郡上市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害発生時における市民の生命を守り、その生活を維持するために必要な物資の調達・運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

**第2条** この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（供給等の協力要請）

**第3条** 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

**第4条** 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

**第5条** 甲は、第3条に基づく要請を行う場合は、別紙1「物資調達要請文書」をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまが無いときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

**第6条** 乙は、前条の規定により、甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2「物資調達可能数量・措置の状況報告書」により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

**第7条** 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮する

ものとする。

(費用の負担)

**第8条** 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

**第9条** 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

**第10条** 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

**第11条** この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

**第12条** この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成22年10月12日

甲 住所 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長 日置 敏明

乙 住所 新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO法人コメリ災害対策センター  
理事長 捧 賢一

## 別 表

## 災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク 簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具 土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ラップ ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

## 別紙1 物資調達要請文書

年 月 日

団体名 NPO法人コメリ災害対策センター

代表者 理事長 捧 賢一 様

担当部署

郡 上 市 長

## 災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（平成22年10月12日締結。以下「協定」という。）に基づき、下記のとおり要請します。

なお、協定第6条第2項により、本要請に対する貴団体の措置状況を報告願います。

## 記

## 要請する物資

要請期間	要 請 品 目	要請数量	搬入希望場所
月 日から 月 日まで			

※要請数量は、1日あたり数量とする。

連絡先  
郡上市 部 課  
担当者  
電話 ( ) -  
FAX ( ) -  
電子メール

## 別紙2 物資調達可能数量・措置の状況報告書

年 月 日

郡上市長様

団体名 NPO法人コメリ災害対策センター

代表者 理事長 捧 賢一

災害時における生活必需物資の調達に関する協定（平成22年10月12日締結。以下「協定」という。）第6条及び第2項に基づき、当団体の物資調達可能数量、措置の状況及び連絡先を下記のとおり報告します。

## 記

## 1. 調達可能数量

災害直後		災害発生3日以降	
品名	調達可能数量	品名	調達可能数量
常時調達可能物資（数量）			

## 2. 物資の搬入場所・方法（いずれかに○をつける）

## (1) 搬入場所

ア 郡上市が指定する引き渡し場所まで当団体が搬入する

イ 当団体指定の場所で郡上市に引き渡し

ウ その他

## (搬入方法)

ア 陸路

イ 空路

ウ その他

## 3. 災害発生時の当団体の連絡先（不通の場合を考慮し、3ケースを記入する）

	所在	担当部署	担当者名	電話・FAX番号
第1順位				TEL FAX
第2順位				TEL FAX
第3順位				TEL FAX

## 4. その他（連絡事項など）



## 2-8-3 災害時における相互応援に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）とめぐみの農業協同組合（以下「乙」という。）は災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

**第1条** この協定は、甲地域内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号で規定する災害が発生した場合における相互応援について、甲が乙に協力を求める場合の必要な事項について定めるものとする。

（応援の内容）

**第2条** 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 乙が保有又は調達可能な食料、生活必需品及びその供給に必要な資機材の調達
- (2) 甲の要請による人的支援
- (3) 救援物資の集積・仕分けに必要な施設の提供
- (4) 農地等被害状況調査に必要な職員の派遣
- (5) 農地等被害状況調査について甲・乙間による情報交換
- (6) 前各号に掲げるもののほか要請のあった事項

（応援の要請手続）

**第3条** 甲は、次の事項を明らかにし、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話又は電信等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、物資及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第2号及び第4号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、応援場所、応援期間、応援場所への経路、人数及び業務内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（自主的活動）

**第4条** 災害の際に通信途絶等により甲から前条の要請がない場合、乙は速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ甲と連絡ができない場合は、自主的に応援活動を実施するものとする。

（応援のため派遣された職員の指揮）

**第5条** 応援のため派遣された乙の職員は、甲の指揮官のもとに活動するものとする。

（経費の負担）

**第6条** 第2条第1項第1号の規定により乙が調達した調達品の対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 甲の要請に基づき、乙が災害応急対策活動を実施した場合に要した経費（人件費は除く）に

については、甲が負担するものとする。

(補償)

**第7条** 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、乙の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた甲が賠償するものとする。ただし、応援職員が甲への往復の途中において生じたものについては、乙が賠償するものとする。

(連絡担当事務局)

**第8条** 相互応援のための窓口として連絡担当事務局を定め、連絡責任者を置くものとする。

2 連絡担当事務局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(体制の整備)

**第9条** この協定に基づいて応援を円滑に行うため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

**第10条** この協定に基づき応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

(有効期間)

**第11条** この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成24年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1カ月前までに甲または乙から書面により申し出がないときは、この期間は更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

(協 議)

**第12条** この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれが1通を保有するものとする。

平成23年5月31日

甲 郡上市長 日置 敏明

乙 めぐみの農業協同組合  
代表理事組合長 岡田 忠敏

## 2-8-4 災害時等における応急生活物資の供給等に関する協定書

郡上市（以下「甲」という。）と株式会社マツオカ（以下「乙」という。）は、郡上市内における地震、土砂災害、風水害その他の災害発生時又は災害の恐れがある場合（以下「災害時等」という。）において食料品及び生活必需品（以下「応急生活物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** 本協定は、災害時等に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、速やかにかつ円滑に物資を供給し、以って甲の生活の安定に寄与するために、応急生活物資の調達及び供給等について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

**第2条** 甲は、災害時において緊急に物資の調達が必要となった場合は、乙に供給の協力を要請することができ、乙は、この要請に対して乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

（支援要請）

**第3条** 甲は、乙に対して前条の要請を行う場合、品目、数量、納品場所等を個別具体的に明示した応急生活物資調達要請書（様式第1号）を以って行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（物資の種類）

**第4条** 本協定に基づき、甲の要請により乙が甲に供給する応急生活物資の種類は、別表のとおりとする。

（物資の運搬、受渡し）

**第5条** 応急生活物資の受渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、受渡し場所までの物資の運搬は、原則として甲の費用負担により乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であると乙が判断した場合は、甲の指定する者が受渡し場所までの運搬を行うものとする。

2 乙は、応急生活物資を甲の指定する者に引き渡すものとし、当該引き渡しを以って甲乙間における物資の受渡しの完了とする。

（報告）

**第6条** 乙は、第3条の規定に基づき協力したときは、速やかに応急生活物資実施状況報告書（様式第2号）を提出するものとする。

（物資の価格）

**第7条** 応急生活物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

(代金の請求)

**第8条** 乙は、業務が完了したときは、速やかに前条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

(生活物資の安定供給)

**第9条** 乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、適正価格により生活物資を供給し、村民生活の早期安定に寄与するよう努力し、甲は、それに協力するものとする。

(有効期間)

**第10条** 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも相手方に対して更新拒絶の意思表示がないときは、本協定は同一条件でさらに1年間更新されるものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

**第11条** 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自それぞれ1通を保有する。

平成30年3月22日

甲 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地  
郡上市長 日置 敏明

乙 岐阜県下呂市下原町字協和549番地1  
株式会社マツオカ  
代表取締役 松岡 守

## (別表) 応急生活物資 (第4条関係)

種類	段階	ライフラインストップ時	ライフライン復旧時 (電気・水道復旧時)
食料品		飲料水■ 飲料(ジュース・牛乳等)■ 菓子パン■ バナナ 食品 レトルト食品(米飯等) 缶詰 即席カップ麺	水・飲料 菓子パン 食パン バター ジャム 肉 魚 野菜 レトルト食品 インスタントコーヒー お茶 紅茶
生活必需品		ティッシュ トイレットペーパー オムツ(子ども・大人用) 生理用品 使い捨てカイロ 蚊取り線香 アルミホイル ラップ ゴミ袋 紙コップ 紙皿	左欄の他 下着 靴下 洗面用具 洗剤 文房具 マスク

※ 種類は、上記の他、甲乙協議の上その都度指定できるものとする。

※ ■印は、発災直後、最優先に調達すべき種類

## 様式第1号（第3条関係）

年 月 日

株式会社マツオカ

代表取締役

様

郡上市長

## 応急生活物資調達要請書

下記のとおり、応急生活物資調達を要請します。

## 記

## 1 災害及び協力を必要とする状況

## 2 協力を必要とする物資の内容等

品 目	数 量	納品場所	備 考

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

郡上市長

様

株式会社マツオカ

代表取締役

応急生活物資供給実施状況報告書

年 月 日付けで要請のあった応急生活物資を下記のとおり供給したので報告します。

記

1 応急生活物資供給実施状況

品 目	数 量	納品場所	搬入日時	備 考

## 〔9 燃料の供給〕

## 2-9-1 災害時におけるLPガスの供給に関する協定

郡上市（以下「甲」という。）と社団法人岐阜県エルピーガス協会（以下「乙」という。）とは、郡上市内において地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律73号）第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者」という。）の救援活動を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

**第1条** 災害時において甲がLPガスを必要とするときは、甲は、乙に対してLPガスの供給について協力を要請することができる。

（協力義務）

**第2条** 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、LPガスの優先供給及び運搬について、積極的な協力を努めることとする。

（運搬）

**第3条** LPガスの運搬は、甲又は乙の指定する者が行なうものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

**第4条** 前2条の規定により乙が供給したLPガスの対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙又は乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（引き渡し）

**第5条** LPガスの引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認の上引き取るものとする。

（価格高騰の防止）

**第6条** 乙は、災害時においてLPガス価格の高騰防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

**第7条** 乙は、支部活動を通じて、日常的にLPガスの備蓄、緊急時対応設備の設備等会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行なうものとする。

（その他必要な支援）

**第8条** この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時の協力事項の発動）



**第9条** この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「郡上市災害策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときを持って発動する。

(協議)

**第10条** この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成20年6月2日

甲 住所 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地

郡上市長 日 置 敏 明

乙 社団法人岐阜県エルピーガス協会  
郡上支部

代表者 郡上支部長 谷 口 昇 三

## 2-9-2 災害時における燃料等の安定供給に関する協定

郡上市（以下「甲」という。）と岐阜県石油商業組合郡上支部（以下「乙」という。）は、災害発生時に、相互に協力して燃料等の供給を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

**第1条** この協定は、大型地震、集中豪雨、豪雪等により大規模災害等が発生した場合又は発生が予想される場合（以下「災害時等」という。）に、郡上市内における燃料等の安定供給を行うため、甲、乙が必要な事項を定めるものとする。

（供給への協力要請）

**第2条** 甲は、災害時等において、平常時より乙が納入する甲の施設・車両のうち、特に必要と認めるときは、乙に対して燃料等の供給並びに斡旋等の協力要請をすることができる。この場合において、救急車、消防車等の特殊車両以外の「緊急車両」は、郡上市地域防災計画に定める標示板を付すものとする。

2 前項の要請に当たり、甲は乙に対し、燃料等の運搬時に必要な運搬車両の確保並びに危険物取扱者等の技術者の派遣等について協力を要請することができる。

（供給する燃料の担保）

**第3条** 乙は、前条の規定により甲から燃料等の供給及び技術者の派遣等の要請を受けたときは、可能な限り積極的に努めるものとする。

2 前項に定める優先的供給を担保するため、甲は乙に対し、施設、車両、医療・福祉関係施設等への燃料供給を平常時から発注し、供給を受けるものとする。

（供給する燃料の種類）

**第4条** 供給する燃料の種類は、ガソリン、軽油、重油、灯油その他甲が指定するものとする。

（燃料等の運搬）

**第5条** 燃料等の運搬は、甲又は乙が指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用の負担）

**第6条** 本協定に基づき供給された燃料並びに運搬車両、技術者の派遣等の費用については、当該燃料の供給や技術者の派遣を受けた者が負担する。

2 災害時等における費用の算出方法は、災害発生時直前における適正価格を基準として、甲、乙が協議し定める。

（情報交換）

**第7条** 甲、乙は、平常時から相互の連携体制並びに燃料の供給等についての定期的な情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

（防災意識の向上）

**第8条** 乙は、日常からの燃料の備蓄確認、緊急時対応設備の整備等組合員の防災意識の向上に

努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協定の効力及び更新)

**第9条** この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の3ヶ月前までに甲又は乙から申出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

**第10条** この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲、乙が誠意をもって協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成30年8月14日

(甲) 岐阜県郡上市八幡町島谷228  
郡上市長 日置 敏明

(乙) 岐阜県郡上市八幡町小野2-4  
岐阜県石油商業組合郡上支部  
支 部 長 小笠原 正道